



病院だより



大間病院
内科医長 高橋 礼

2年間をふりかえり

このたび、大間病院での任期を終えて転職することになりました。

研修医を終えて最初の地域医療の現場として赴任したのが大間病院でした。病院・施設のスタッフや患者さんのほとんどが年上であり、まだまだ社会人としても医師としても未熟な自分に対して、スタッフも患者さんもとても温かく接してくれました。

頭を悩ませることや疲弊することもありました。しかし、そのような時に何よりも頑張る力を与えてくれたのは、患者さんや家族の笑顔でした。それがあれば、どんなに疲れていても頑張れることを実感できました。患者さんを助ける以上に、患者さんに支えられていた、そんな2年間であったような気がします。

下北の人々の良いところは、「心」だと思っています。上手には説明できませんが、私の祖母が「口が悪いけど、気持ちはいい」と言っていたのがよく思い出されていました。

4月からは青森県立中央病院 外科・消化器外科に勤務となります。専門領域に関して深く学び、研鑽を積んでいきたいと思っています。大きな病院に移っても、大間病院で学んだこと、感じたことは決して忘れないと思います。それくらい、この2年間は自分の人生の中でとても貴重で忘れられない期間であり、自分の人生にとって宝物になるとと思っています。

2年間、大変お世話になりました。

住民福祉課から

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

国民年金後納保険料納付書の使用期限にご注意ください！

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料については、平成24年10月から後納制度を利用して納付することが可能となりましたが、後納制度の申し込みをされ、平成15年4月分以降（平成14年10月から平成15年3月までの保険料は、平成25年4月以降は納付できません。）の後納保険料のお支払いが済んでいない方は、お手元の納付書の納付期限が平成25年3月31日になっていますのでご注意ください。

なお、平成15年4月以降の後納保険料を平成25年4月1日以降に納付される場合は、使用期限が平成26年3月末までの納付書が必要となりますので、下記国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所までお問合せください。

【ご注意】

- 後納保険料納付書の使用期限は当時の保険料から10年目の月の末日です。
使用期限を経過すると納付できません。
例：平成15年4月分⇒（使用期限）平成25年4月30日
- 保険料の加算額は年度（4月1日から3月31日まで）により定められます。
前年度に発行された納付書は使用できません。

お問合せは、「国民年金保険料専用ダイヤル」へ **0570-011-050**

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：七戸